

文教警察企業常任委員会資料

令和元年6月19日（水）

宮崎県警察本部

目 次

1 本部長挨拶

2 報告

(1) 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

..... 資料1 参照

(2) 損害賠償額を定めたことについて

〔 平成30年6月定例県議会提出報告書 4 ページ 〕

(3) 平成30年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について

〔 平成30年6月定例県議会提出報告書 1.6 ページ 〕

(4) 高齢運転者の交通事故防止対策について

..... 資料2 参照

資料 1

文教警察企業
常任委員会
資料警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を
改正する条例について令和元年6月19日(水)
宮崎県警察本部
生活安全部

1 条例名

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

2 改正の理由等

(1) 警察における手数料について

地方公共団体（警察を含む）における手数料の斉一を期するため、国は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（以下「標準令」という。）を定め、その業務量等に見合う料金を徴収し受益者負担を課すもの。

(2) 今回改正の理由

令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げ（8%→10%）に伴い、課税対象となる物件費等について消費税・地方消費税の税率の引き上げによる影響の試算等を行った結果、風俗営業、銃砲刀剣類関係等の手数料の標準額が改定されたことから「警察関係使用料及び手数料徴収条例」を改正する必要があるもの。

3 改正の内容

今回の条例改正では以下の申請手数料を別表のとおり改めるもの。

- | | |
|--------------------|-----|
| ・ 風俗営業関係手数料 | 3 件 |
| ・ 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料 | 3 件 |
| ・ 警備業関係手数料 | 1 件 |

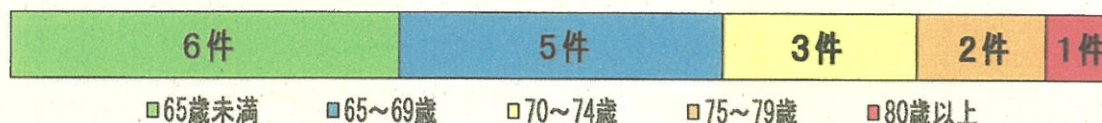
4 施行予定日

令和元年10月1日から施行予定

申請手続の種類		現行金額	見直し後金額
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係			
①	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第31条の23において準用する同法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	8,600	8,700
②	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第31条の23において準用する同法第7の2条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	11,000	12,000
③	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第31条の23において準用する同法第7の3条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	11,000	12,000
○銃砲刀剣類所持等取締法関係			
④	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 その他の者に対する講習会	6,800	6,900
⑤	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会の開催	12,300	12,700
⑥	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	9,700	9,800
○警備業法関係			
⑦	警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	38,000	39,000

1 後期高齢運転者による死亡事故情勢

- (1) 全国（平成26年～平成30年）別添資料参照
- (2) 本県（平成26年～平成30年） 〃
- (3) 本年（下表参照）



■ 65歳未満
 ■ 65～69歳
 ■ 70～74歳
 ■ 75～79歳
 ■ 80歳以上

※ 本年6月11日現在の県内の死亡事故件数

※ 加害事故の年齢層で分類

※ 65～69歳の5件のうち1件は、自転車による死亡事故

2 安全な道路交通のための免許制度

- (1) 点数制度による行政処分
- (2) 点数制度によらない行政処分
- (3) 行政処分件数
- (4) 免許更新制度
- (5) 高齢者の免許制度

3 高齢運転者対策

- (1) 情報連絡同意書制度の運用



- (2) 動画KYTシステムの活用



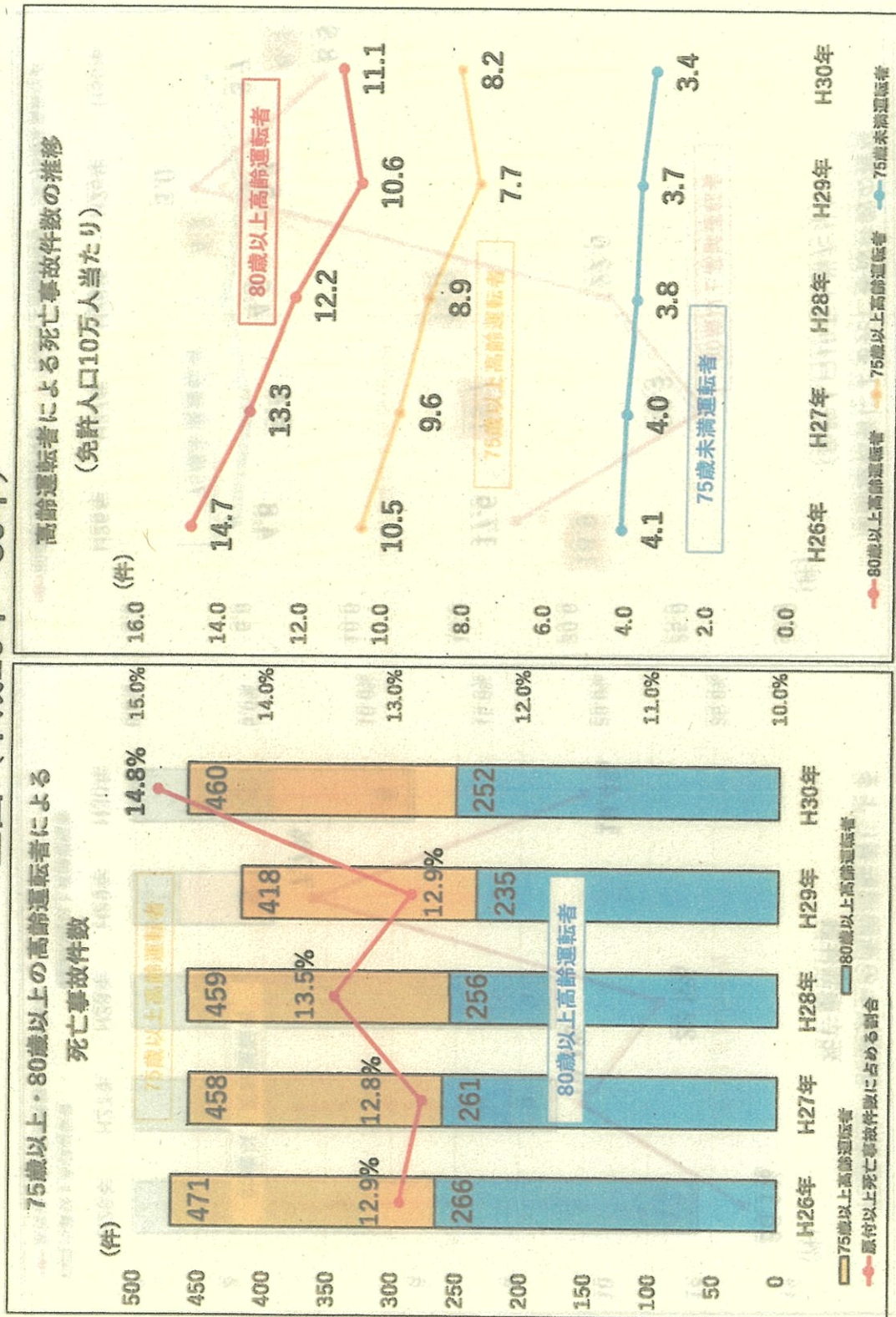
- (3) 安全運転サポート車の普及啓発等



- (4) 制限運転（補償運転）



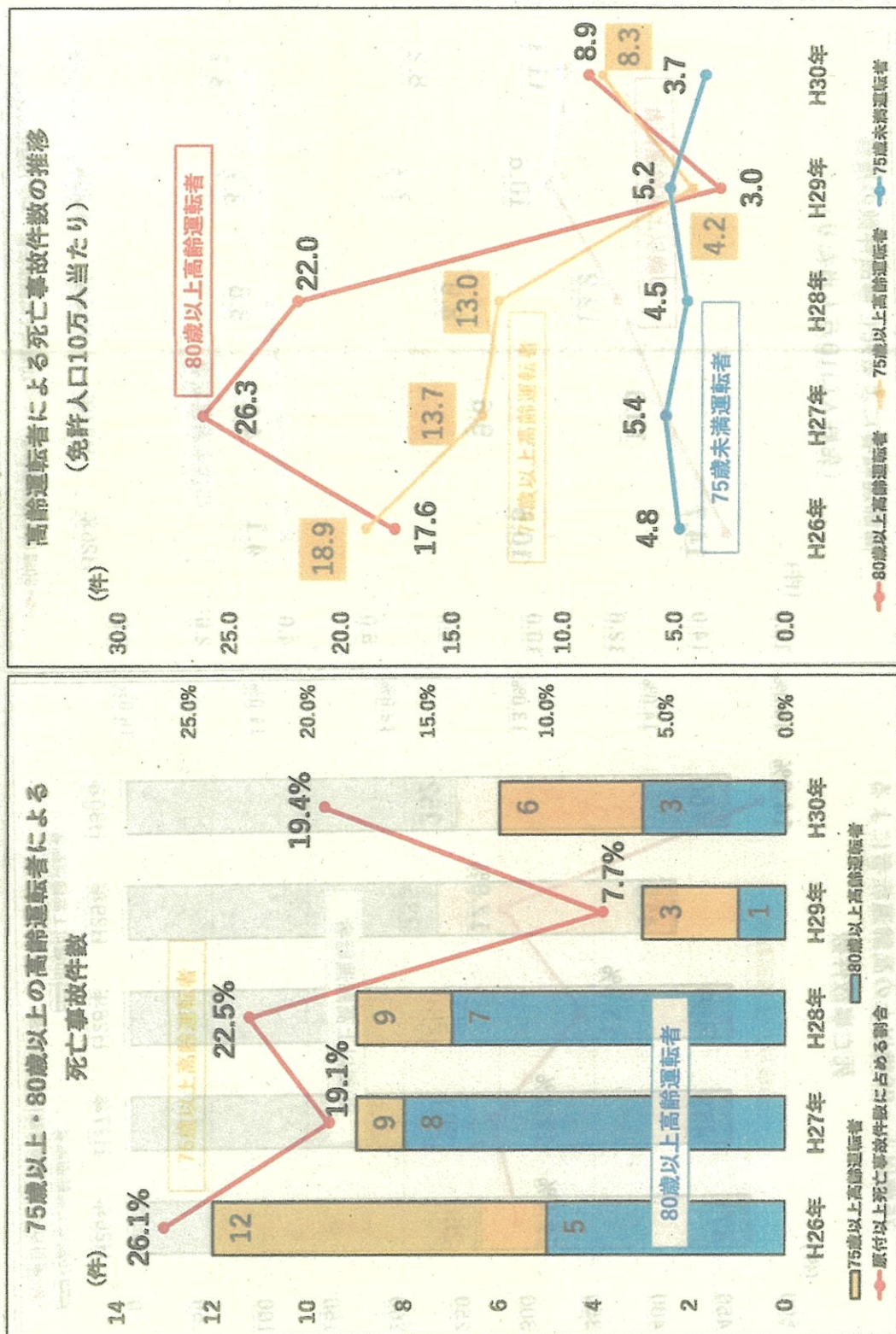
全国（平成26年～30年）



※ 算出に用いた免許保有者数は、各年12月末現在の値である。

※ 運転者は、原動機付自転車以上の死亡事故を計上している。

宮崎県 (平成26年～30年)



※ 算出に用いた免許保有者数は、各年12月末現在の値である。 ※ 運転者は、原動機付自転車以上の死亡事故を計上している。